

再開・廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地
届出者 名称
代表者 印

下記のとおり指定に係る事業を再開した・廃止する・休止するので、児童福祉法第24条の32第1項及び第2項の規定により届け出ます。

記

事業所番号											
再開した・廃止する・休止する事業所	名称										
	所在地										
再開した・廃止する・休止する年月日	年 月 日										
廃止又は休止する理由											
現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置(廃止又は休止する場合のみ)											
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで										

備考

- 1 再開した・廃止する・休止するのうち該当するものに○で囲んでください。
- 2 支援の再開に係る届出にあつては、当該施設に係る職員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 3 再開の場合は、休止した事業を再開した日から10日以内に届け出てください。
- 4 廃止又は休止の場合は、廃止又は休止する日の1か月前までに届け出てください。